三四メートル、Y＝六三六三・八四一メートル、P八九地点（X＝六二二四・九三四九・九七六メートル、Y＝六三六七六・一〇七メートル）、P九〇地点（X＝六二二九・三一二メートル、Y＝六三六四〇・三八九四・八一九メートル）、P九一地点（X＝六二二四〇・三八九メートル、Y＝六三六五六・一二三メートル）、P九二地点（X＝六二二四七・〇七五メートル、Y＝六三六二一・八六六一メートル）、P九三地点（X＝六二二五一・六八七メートル、Y＝六三六二一・八一七メートル）、P九四地点（X＝六二二七三・六八九メートル、Y＝六三六二八・二一九メートル）、P九五地点（X＝六二二八三・九五〇メートル、Y＝六三六二四・八四〇メートル）、P九六地点（X＝六二三〇八・八四〇メートル、Y＝六三六三一・〇八九メートル）、P九七地点（X＝六二三一七・四二九メートル、Y＝六三六三八・一三九メートル）、P九八地点（X＝六二三二七・二二九メートル、Y＝六三六四三・九五〇メートル）、P九九地点（X＝六二三四一・〇八二メートル、Y＝六三六四八・七四五メートル）、P一〇〇地点（X＝六二三五五・〇六二メートル、Y＝六三六五三・八四〇メートル）、P一〇一地点（X＝六二三六九・九七九メートル、Y＝六三六五八・〇三五メートル）、P一〇二地点（X＝六二四二四・一八七九メートル、Y＝六三六六三・一四三メートル）、P一〇三地点（X＝六二四四・五二四メートル、Y＝六三六六八・四五〇メートル）、P一〇四地点（X＝六二四六・九四〇メートル、Y＝六三七一三・七四五メートル）、P一〇五地点（X＝六二四八・五四六メートル、Y＝六三七一八・〇一四メートル）、P一〇六地点（X＝六二四九・四一〇メートル、Y＝六三七二二・八六〇メートル）、P一〇七地点（X＝六二五〇・一七四メートル、Y＝六三七二七・六一〇メートル）、P一〇八地点（X＝六二五一・九三〇メートル、Y＝六三七三二・三五〇メートル）、P一〇九地点（X＝六二五三・六八〇メートル、Y＝六三七三七・〇九〇メートル）、P一一〇地点（X＝六二五五・三七〇メートル、Y＝六三七四一・八四〇メートル）、P一一一地点（X＝六二五七・〇九〇メートル、Y＝六三七四六・五六〇メートル）、P一一二地点（X＝六二五八・八四〇メートル、Y＝六三七五一・二九〇メートル）、P一一三地点（X＝六二六〇・五六〇メートル、Y＝六三七五五・九八〇メートル）、P一一四地点（X＝六二六二・二七〇メートル、Y＝六三七六〇・六六〇メートル）、P一一五地点（X＝六二六三・九八〇メートル、Y＝六三七六五・三五〇メートル）、P一一六地点（X＝六二六五・六九〇メートル、Y＝六三七六九・九八〇メートル）、P一一七地点（X＝六二六七・四二〇メートル、Y＝六三七七四・六四〇メートル）、P四地点（X＝六一四三七・四二〇メートル、Y＝六二八四二・六四七メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び名護市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

## ○文部科学省告示第百四十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

| 上欄 名称 | 上欄 関係告示 | 下欄 所在地 | 下欄 地域 |
|---|---|---|---|
| 大野城跡 | 昭和七年文部省告示第百九十一号、昭和二十八年文化財保護委員会告示第五十四号、昭和五十一年文部省告示第百七十二号、昭和五十六年文部省告示第四十号 | 福岡県太宰府市大字水城字山ノ内<br>同　水城四丁目<br>同　水城五丁目<br>同　国分二丁目<br>同　国分五丁目<br>同　連歌屋一丁目 | 二六二番四<br>二六二番一八九、二六二番二〇六、二九三番二〇〇、二九三番二一六<br>二九五番八一<br>一二一番地、一三六二番地<br>九二五番七、九六〇番一、九九一番一一、九九六番三、九九七番五、九九九番二、一〇六八番六六、一〇八番九六<br>一四九一番九六 |

## ○文部科学省告示第百五十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表中欄の地域を追加して指定するとともに、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日

文部科学大臣　平野　博文

| 上欄 名称 | 上欄 関係告示 | 中欄 所在地 | 中欄 地域 | 下欄 名称 |
|---|---|---|---|---|
| 熊本藩川尻米蔵跡 | 平成二十二年文部科学省告示第百二十三号 | 熊本県熊本市南区川尻三丁目一〇五〇番二地先 | 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅱ座標系を基準とする一地点（X＝マイナス二九〇六八・九〇八・三二七メートル、Y＝マイナス三〇二九・三二七メートル）、二地点（X＝マイナス二九〇五三・〇七メートル、Y＝マイナス三〇二九・六六メートル）、三地点（X＝マイナス二九〇五八・一四七メートル、Y＝マイナス三〇二九・四二メートル）、四地点（X＝マイナス二九〇五九・〇六メートル、Y＝マイナス三〇二九・六メートル）、五地点（X＝マイナス二九〇五九・九〇メートル、Y＝マイナス三〇二九・七五メートル）、六地点（X＝マイナス二九〇五九・五八七メートル、Y＝マイナス三〇二九・二メートル）、七地点（X＝マイナス二九〇五四・二〇四メートル、Y＝マイナス三〇二九・一八メートル）、八地点（X＝マイナス二九〇五三・七メートル、Y＝マイナス三〇二九・〇メートル）、九地点（X＝マイナス二九〇五三・〇七メートル、Y＝マイナス三〇二八・九九七メートル）、一〇地点（X＝マイナス二九〇五三・〇七メートル、Y＝マイナス三〇二八・九九七メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 | 熊本藩川尻米蔵跡 |
| 外城蔵跡 | | | | |
| 船着場跡 | | | | |